

## 河南町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1. 現状

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

| 区 分      | 公 務 員  |         |           |               |                  |
|----------|--------|---------|-----------|---------------|------------------|
|          | 平均年齢   | 職員数     | 平均給料月額    | 平均給与月額<br>(A) | 平均給与月額<br>(国ベース) |
| 河南町      | 53.6 歳 | 4 人     | 319,000 円 | 344,175 円     | 341,075 円        |
| うち用務員    | 52.8 歳 | 3 人     | 311,000 円 | 355,100 円     | 332,400 円        |
| うち自動車運転手 | *      | 1 人     | *         | *             | *                |
| 大阪府      | 48.3 歳 | 921 人   | 302,164 円 | 385,410 円     | 354,408 円        |
| 国        | 49.5 歳 | 3,689 人 | 283,862 円 | —             | 321,662 円        |
| 類似団体     | 48.3 歳 | 13 人    | 287,269 円 | 311,840 円     | 300,179 円        |

| 民 間             |        | 参考            | 参考   |               |             |      |
|-----------------|--------|---------------|------|---------------|-------------|------|
| 対応する民間<br>の類似職種 | 平均年齢   | 平均給与月額<br>(B) | A/B  | 年収ベース（試算値）の比較 |             |      |
|                 |        |               |      | 公務員(C)        | 民間(D)       | C/D  |
| —               | —      | —             | —    | —             | —           | —    |
| 用務員             | 53.8 歳 | 209,700 円     | 1.69 | 5,531,600 円   | 2,943,200 円 | 1.79 |
| 自家用乗用自動車運転手     | 55.5 歳 | 277,100 円     | *    | —             | 3,515,400 円 |      |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成 19 年から 21 年の 3 カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から対象職員が 1 人の場合は、「\*」で表示している。

## 2. 技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針について

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間事業の従業員に比べて高額になっているのではないかと批判があるところであり、総合的な点検を実施するとともに、民間事業者との均衡にも十分留意しながら、給与の適正化を図っていくことが課題となっています。

### (1) これまでの取り組み

これまで、技能労務職員の業務のうち、業務内容を整理のうえ、退職者の不補充により、技能労務職員の削減に取り組んできました。その結果、平成23年4月1日現在で4人となっています。

また、給与については、給与構造改革の見直しの実施により、平成18年4月から、4.8%引下げを行いました。なお、特殊勤務手当については、支給対象となる業務はありません。

### (2) 今後の取り組み

上記(1)のとおり、技能労務職員の給与制度については、これまでに見直してきたところですが、引き続き、国及び他の地方公共団体並びに民間企業の動向を見極めつつ、一層適正な給与制度となるよう、検討していくこととします。

### (3) 具体的な取組内容

#### ① 給与水準について

今後も国及び他の地方公共団体並びに民間企業の動向を見極めながら、適正な給料水準の確保に努めてまいります。

#### ② 諸手当等について

諸手当等については、住民の理解が得られるような制度となるよう見直しを進めているところであり、その一環として、地域手当について、平成18年度まで10%支給していたものを段階的に減額し、平成21年度までに3%支給となっております。

#### ③ 人事評価制度について

平成23年度の人事評価の勤務成績は平成24年度給料の昇給や勤勉手当への反映を行い、職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図ることとしております。

#### ④ その他

今後についても、業務内容を整理のうえ、退職者の不補充により、技能労務職員の削減に努めていきます。